

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和七年三月二十八日

秋田県知事 佐竹 敬久

秋田県規則第二十八号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和四十七年秋田県規則第四十四号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（告示） 第二十六条 知事は、次に掲げる場合には、その旨を告示するものとする。 一 法第六条第一項第三号の規定による区域を指定した場合 二 十三 略	（告示） 第二十六条 知事は、次に掲げる場合には、その旨を告示するものとする。 一 法第六条第一項第四号の規定による区域を指定した場合 二 十三 略

附 則

この規則は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。